

令和3年第4回定例会

北本市予算決算常任委員会
健康福祉分科会会議録

令和3年12月8日開会

北本市議会

予算決算常任委員会健康福祉分科会

1. 開会年月日 令和3年12月8日(水) 午前10時35分
2. 出席委員 桜井 卓 会長 岸 昭二 副会長
村田 裕子 委員 松島 修一 委員
高橋 伸治 委員 渡邊 良太 委員
3. 欠席委員 (0名)
4. 説明のため出席したもの

福祉部

中村 稔	福祉部長	柿沼 新司	福祉部副部長 兼子育て支援 課長
南 豊	福祉課長	吉見 昭	障がい福祉 課長
中野 了一	保育課長		

健康推進部

古海 史子	健康推進部長	加藤 啓一	健康推進部 副部長兼 高齢介護課長
小池 智子	健康推進部 参事兼 健康づくり 課長	佐藤 健市	税務課長兼 健康づくり課 主席主幹
佐々木由美子	保険年金課長		

事務局職員出席者

古畑 良健	主 幹
-------	-----

開議 午前10時35分

○桜井 卓会長 ただいまから、予算決算常任委員会健康福祉分科会を開会いたします。

議事に入る前に、分科会傍聴についてですが、今般の新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、北本市議会委員会条例第16条第1項の規定を準用し、議員を含め3人を上限として傍聴を許可することといたしますので、御了承ください。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時35分

○桜井 卓会長 休憩を解いて再開いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりです。

本分科会に送付されました案件は、議案2件です。委員の皆様の慎重なる審査をお願いいたします。

また、質疑につきましては原則として3回までとなりますので、よろしくをお願いいたします。

日程第1、議案第77号 令和3年度北本市一般会計補正予算（第10号）のうち、福祉部関係の審査を行います。

直ちに質疑に入ります。

質疑は一括で行います。

債務負担行為は補正予算書6ページ及び23ページ、歳入は9ページ及び10ページ、歳出は13ページから15ページとなります。

質疑のある委員の発言を求めます。

高橋委員。

○高橋伸治委員 ページ数としては、これは生活保護ですが、15ページの一番下の段です。比率的に大きい補正ですけれども、内容について教えてください。

○桜井 卓会長 福祉課長。

○南 豊福祉課長 この2,770万円の国庫支出金への返納金という御質問かと思うのですが、こちら返納金の内訳といたしましては、おおむね2,585万円が生活保護費の扶助の分の返納金と、185万円が生活保護の事業費分の返納金ということになります。

2,585万円の生活保護の扶助費の分の返納金が多いわけですが、この内訳といたしましては、生活扶助分が275万円、そして医療扶助の分が1,930万円、介護扶助の分が380万円という形になっております。

多くは医療扶助の分の返納金が多いわけですが、それは令和2年度の医療扶助が若干余ったといえますか、予算が執行が少なかったということになるのですけれども、原因といたしましては、全体で見ると、医療扶助が大体5億円から6億円ぐらいございますので、そのうちの1,900万円ぐらいになりますので、率としては2%ぐらいかなとは思いますが、医療扶助というものの自体が、最後まで、大きな病気とかをすると医療費というのはどうしてもかかってしまいますので、最後に3月にその補正減を行うわけですが、最終的にはぎりぎりまで2%程度は余力といえますか、どんな医療

費がかかるのか分からないので、若干残しておいた分が余ったので、その分を国にお返しするというような形になっております。

以上です。

○桜井 卓会長 よろしいですか。

○高橋伸治委員 はい。

○桜井 卓会長 ほかに質疑はありませんか。

松島委員。

○松島修一委員 15ページの保育所運営経費と、それから下の児童発達支援センターの運営経費で、今回コロナ関連で備品を購入と伺っておりますけれども、それぞれ内容と、この費用で、コロナはまだまだ、いろいろまた新しい変異種が出たりなんかしておりますけれども、これで足りるのかどうか。それについてはどうでしょうか、確認させてください。

○桜井 卓会長 保育課長。

○中野了一保育課長 保育所の運営経費、それとあと児童発達支援センターの運営経費、それぞれ消耗品、それと備品購入費について、新型コロナウイルス感染拡大の第6波に備えまして、その対策の用品として購入する費用について計上したものでございます。

内容についてはすけれども、まず保育所の運営経費につきましては、消耗品といたしましては、消毒液ですとかペーパータオル、あとはゴミ袋等を購入するもの。一方で、備品購入費につきましては、主に紫外線を使った空気清浄機、それと児童用の机、パルスオキシメーター等の購入を予定しております。

一方の児童発達支援センターにつきましても、同様に消毒液等の消耗品類、それと備品につきましては、こちらは全て空気循環式紫外線清浄機で、それとそのスペアランプ、この購入を予定しております。

2点目の、この物品について今後足りるのかどうかという御質問ですけれども、一応足りるという前提で、必要なものは計上いたしましたので、恐らく今年度は大丈夫かと思えます。

○桜井 卓会長 松島委員。

○松島修一委員 現状でも、何台か、例えば空気清浄機とか、パルスオキシメーターとか、それぞれ少しは備えてあるんでしょうけれども、それが買い増しして、また備えるという格好だと思うんですが、その現状とか、買い増し後についてはどんな状況になるのか、主なものについて教えてください。

○桜井 卓会長 保育課長。

○中野了一保育課長 まず、空気清浄機につきましては、現在保有しているんですけれども、いわゆる紫外線の除菌の機能がついていないものですので、今回の地方創生臨時交付金を活用して、新たに設置し直すという状況です。

それ以外、備品について申し上げますと、幼児用のテーブルを購入する予定ですが、こちらにつきましては、これとは別の児童福祉施設のコロナ対策の補助金、あるいは保育環境の改善等の補助金を使って、テーブル等を購入したんですけれども、このたび確認をしたら、使えるから買わなくてもいいと前回の補助金で

不要としたものが、実は壊れていることが分かったと、壊れ始めたということで、改めて幼児用のテーブルの不足が生じたことから、12台購入という予定になっています。

当然、備品につきましても、壊れたりですか、あるいは新機能があれば、それを導入していくという必要が出てきますので、今後においても、備品類につきましても、正常に機能しているか、あるいは壊れていないかということを確認しながら、必要に応じて今後も買換え、更新を行っていく必要はあるものと考えています。

○桜井 卓会長 松島委員。

○松島修一委員 すみません、その主なものの台数とか、その辺の購入台数とかも教えてください。

それで、空気清浄機は、前のものはもう使わないで、今度の新しいものだけで対応するという事なんですか。そこのところも確認させてください。

○桜井 卓会長 保育課長。

○中野了一保育課長 主なもの、備品購入費の内容と台数について、改めて申し上げます。

まず、保育所運営経費のほうですけれども、机類といたしまして、これ児童用の机ですけれども12台、52万8,000円、それと衛生機械器具類といたしまして、パルスオキシメーター、これが1個で9,680円、空気循環式紫外線清浄機、これが32台で422万4,000円、それと、その空気清浄機のスペアランプ、こちらが64個で16万円、続いて通信及び光学機器類で、ワイヤレス

マイク、こちらは2本で10万1,200円、清掃器具類といたしまして、掃除機が4台で8万8,000円、こちらが保育所運営経費で購入する備品類です。

一方の児童発達支援センターの運営経費のほうですけれども、衛生機械器具類といたしまして、空気循環式紫外線清浄機、これが7台で92万4,000円、それと、この清浄機のスペアランプ、14個で3万5,000円となっております。

現在保有している空気清浄機について、古くなってしまいますけれども、どうするかという点につきましては、使える以上は今回購入するものと併せて稼働させていきたいと考えております。

○桜井 卓会長 ほかに質疑はありますか。

村田委員。

○村田裕子委員 先ほどの補足をいただきたいのですが、今、保育所と児童発達支援センターの備品購入費用を伺ったのですけれども、その中で、コロナ交付金を使われないのが机のみで、あとはコロナの交付金ということではなかったかということが1点と、あと、13ページにあります住居確保給付金につきまして、こちらの詳細をお伺いしたいと思います。

以上です。

○桜井 卓会長 保育課長。

○中野了一保育課長 先ほどの備品購入費の児童用机、こちらも含めて全て臨時交付金を活用して購入いたします。

○桜井 卓会長 福祉課長。

○南 豊福祉課長 住居確保給付金につきましては、今回補正で162万8,000円ということで上げさせていただきます。

住居確保給付金の申請の状況でございますけれども、人数ベースで申し上げますと、令和3年度は、現在10月末時点で延べ15人の方から申請がございまして、約368万円の支給決定を行っております。

なお、参考までに、昨年度、令和2年度は年間の申請件数が32人で、支給金額は430万円の支給決定を行っております。昨年度と比較いたしますと、申請人数は若干減っているというか、少なめのペースではあるんですけども、支給金額が昨年に比べまして増えてございます。

今回、162万8,000円ということで上げさせていただきましたが、見込みといたしましては、単身世帯の3万7,000円の方が11人ぐらい、そしてその平均4か月ぐらい受給するということを見込んで、162万8,000円ということで補正予算を上げさせていただきました。

以上です。

○桜井 卓会長 村田委員、どうですか。大丈夫ですか。

○村田裕子委員 ありがとうございます。

○桜井 卓会長 ほかに質疑はありませんか。
岸委員。

○岸 昭二委員 その、今、村田さんが聞いていた住居確保給付金、これは予算不足が見込まれるという理由で162万円ということですけども、今、お答えいただいたんですけど、何

人分足りないとか。いいんだっけ。

[発言する人あり]

○岸 昭二委員 言っていたよね。それじゃ、それは結構です。

そのページの下から2番目の手話通訳者養成講習会委託料、これはコロナのために中止したという説明だったけれども、私もこういう研修というのはいろんな、コロナ禍ではあるけれども、工夫をしながら何かやっていったほうがいいということを、いろんなところで、総括質疑で言ったりしていたんですけども、単純なこれは中止のため、使うお金を全部返しちゃったと、こういうことで、何か工夫してできなかったのかということですね、これをお伺いします。

その下の総合福祉センターの消耗品費は、福祉避難所の物品購入ということでお伺いをしましたけれども、これもやはりコロナとの関係があるのですか。その内容について、倉庫と一緒に161万円ということですね。

その2点と、あと先ほどから空気清浄機の話が結構、その次のページへいきますと、さっき32台と言いましたけれども、そのほかにも出てきますよね、2台だとかいろいろ。トータルでこの台数よりももうちょっと大きな台数になると思うのですが、コロナの補助金といいますか、そういうもので購入するということで、それはそれで分かるんですけども、やっぱりこれだけの台数を買うわけですから、その清浄機が素晴らしいというか、性能のいいものだから、皆さんから欲しいという、うちの部署にも

欲しいということでしょうけれども、その辺り、確認しておかなくてはけないので。

空気清浄機は大きいのも小さいのも、いっぱいいろんなものがあるかと思ったら、調査のときにこの1台、これですよね。これ、単価だとか、性能だとか、一応製品的には効果のあるもので、やっぱりこのようにして使いたいんだという、そういうことで上がってきた、たまたま台数が多いだけであって、そういうことだと思うんですけども、そこら辺の説明もきちっとお聞きしたいと思います。

以上です。

○桜井 卓会長 答弁できる方から。

保育課長。

○中野了一保育課長 保育所と、あと児童発達支援センターで、数としては決して少なくない空気清浄機を導入いたしますけれども、まず単価から申し上げますと、1台が13万2,000円です。スペアランプが1個2,500円、単価につきましては、こちらになっております。

性能についてですけれども、参考までに、市で既に導入しております空気清浄機の製品カタログによりますと、1台当たり、1時間で処理可能な空間容積は、天井高2.4メートルで約16畳とされております。この場合で、1時間稼働させますと、菌の数は1時間で10分の1に低減させることができるとされております。

保育所では、なかなか密を避けていくということが難しいのが現状です。ですので、では、どのようにコロナ対策をしていくかといえます

と、基本的なところですね、手洗い、それと、あと給食のときなど、できる場所では今回購入するような児童用の机を活用しまして、向かい合わせにならないように、あるいは隣の間隔を一定程度空けるという形で、できる範囲内で密を回避するという対策にならざるを得ないという状況でございますので、基本的な部分で対策を進めていくということが主な取組になっております。

その中で、当然換気ということもございませうけれども、空気清浄機を活用して、空気中の菌を減らしていくということは、当然コロナウイルスはもちろんのこと、これから感染拡大が懸念されていますインフルエンザですとか、そういったものにも効果が見込めますので、新機能を活用して様々な感染症の対策を行う必要があるということから、今回まとまった数を購入することを決定いたしました。

児童発達支援センターも、同様に空気清浄機7台とスペアランプ14個を購入する予定ですが、対策の目的といたしましては、保育所と同様でございます。

○桜井 卓会長 子育て支援課長。

○柿沼新司福祉部副部長兼子育て支援課長 それでは、14ページの子育て支援拠点事業経費と児童館業務経費におきまして、衛生機械器具類の購入をいたしますので、こちらの説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言の解除を

受けまして、今後、利用の拡大にも対応するために、感染防止のための備品を購入するものがございます。

まず、はじめに、子育て支援拠点事業経費でございますが、こちらは東保育所併設の子育て支援センターにおきまして、子育て支援室の貸出しを行っております。今後、団体の利用、それに伴いますおもちゃの持込み等もございますので、安心して御利用いただけるよう、空気清浄機の増設とおもちゃの除菌保管庫を設置するものがございます。空気清浄機につきましては1台、それから、おもちゃの除菌保管庫につきましても1台ということで、予算のほうの計上をさせていただいております。

また、同じく駅子育て支援センターでは、子育てにおきましていろいろと御相談を受ける機会がございます。その際、プライバシーに配慮する必要があるときには、事務所内のスペースを利用して対応している状況ではございます。感染拡大防止のためと、それから相談に見えられました市民の方への配慮ということで、空気清浄機の設置をするものがございます。こちらにつきましても、同じく1台を増設するというものがございます。

それから、児童館業務経費でございますけれども、こちらにつきましても、児童館では会議室、それから集会室等の貸出しを行っております。今後、一般の利用にも対応できるように、それぞれの会議室、集会室に空気清浄機が設置できるよう、こちらは2台計上させていただ

ております。

機種といたしますと、先ほど説明がありました保育施設と同様のものを現在考えております。

以上です。

○桜井 卓会長 福祉課長。

○南 豊福祉課長 総合福祉センターの備品等について、コロナの関係ということなんですけれども、1つは、指定避難所の密の回避ということで、福祉避難所の機能拡充のために購入させていただいたという部分と、あとはコロナ禍で、生活困窮者の相談というのも増加しております。そういった中でフードバンクですとか、フードパントリーというのも地域で活動されていらっしゃる方もいらっしゃいますので、そういったフードバンク、フードパントリーの際の食料の一時的な保管庫としても活用していきたいというふうに考えております。

購入させていただきました備品につきましては、そういった物品を入れておくコンテナと懐中電灯を購入させていただく予定にしております。

以上です。

○桜井 卓会長 障がい福祉課長。

○吉見 昭障がい福祉課長 13ページになります。

手話通訳者養成講習会の委託料42万9,000円でございます。

聴覚障がい者の方のための手話通訳者を養成するために、社会福祉協議会に委託をしている講習会でございます。令和3年度は、社会福祉協議会と契約書を締結いたしまして、委託料43

万8,000円を支払いました。社会福祉協議会では、受講対象者を決定するための受講審査を実施する準備費用として8,728円を支出しております。当初、3名の申込みがありましたが、1名が欠席となり、2名となりました。講習会の実施要領には、要件として申込人数が3人に達した場合に実施するという規定がございます。また、日程的にも後に送ることが難しかったもの donc、これにより開催は中止となったものでございます。既に支出しました準備費用を除き、減額する変更契約等を行いまして、今回、補正減をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○岸 昭二委員 結構です。一通り。

○桜井 卓会長 結構ですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○桜井 卓会長 私のほうから。

○岸 昭二副会長 委員長。

○桜井 卓委員 何点かお伺いします。

まず最初、債務負担行為です。乳児用品の貸出業務として債務負担行為が設定されています。こちら、なぜ令和5年度までの債務負担行為として今回計上されているのか。また、その金額の積算根拠について説明をお願いします。

2点目です。児童手当の支給業務経費、電算処理業務委託料というものがございます。こちら全額国庫ですが、一体どのような業務を行うのか、これを教えてください。

それから、3点目です。児童施設運営費の地域型保育給付費、こちらの補正が計上されておりますが、扶助費として1,635万1,000円、こちらの内容について説明をしてください。よろしく申し上げます。

○岸 昭二副会長 柿沼副部長。

○柿沼新司福祉部副部長兼子育て支援課長 債務負担行為につきまして説明をさせていただきます。

こちらは、令和4年度実施をするために、今年度中に契約をする必要がありますことから、令和3年度、4年度、5年度という3年間の債務負担行為を今回提案させていただいております。

お尋ねの、なぜ5年までかということですが、こちらはベビーベッドの貸出しをしているものでございまして、貸出期間が6か月でございます。令和4年度の下半期に貸出しをした場合、その貸出期間の終了するのが令和5年度の上半期にまでかかってまいりますので、その関係から令和5年度までを一応設定をしているというものでございます。

それから、積算の根拠ということですが、すけれども、こちらは年間で150台の貸出しを見込んでございます。金額といたしますと、1台当たり7,500円を見込んでおりまして、こちらにより123万8,000円ということで設定をさせていただくものでございます。

それから、児童手当のシステム改修の関係でございすけれども、こちらは児童手当法の一

部改正に伴いまして、システム改修に要する経費でございます。

まず、児童手当法の改正の内容でございますけれども、現在、所得制限によりまして月額5,000円が支給をされております特例給付について、新たに所得の上限額が設けられまして、令和4年6月から適用となります。それによりまして、特例給付を支給しないこととなる所得額につきまして、システムを改修し、運用ができるようにするというものでございます。

所得の制限の目安となりますと、例示といたしまして、お子様が2人、それから年収が103万以下の配偶者がいる場合で、年収ベースで1,200万円相当が基準といたしまして、こちらを超える方につきましては、特例給付の支給がなくなるというものでございます。

また、あわせまして、児童手当では毎年6月に提出が必要となっております現況届につきまして、令和4年度から公簿等により確認することができる場合につきましては、現況届の提出を原則不要とすることになります。よりまして、公簿により確認することができない場合は引き続き提出が必要となりますけれども、こちらの現況届が必要になる方、それから必要ない方といたしたところも、これもシステム上での管理になりますので、そちらも今回の予算の中で改修をするというものでございます。

以上です。

○中野了一保育課長 地域型保育給付費の増額補正の理由についてお答えいたします。

まず、一番大きな理由といたしましては、小規模保育事業所のこたりの詩保育園の受入枠の拡大、当初予定は19人でございましたけれども、22人で3人枠増加したことによりまして、給付費がそれに伴って増加したものでございます。

これ以外に申し上げますと、事業所内保育所のヤクルト保育園の、これは加算の部分なんですけれども、賃借料の加算分といたしまして125万円、それ以外で、積算し切れなかったいわゆる乖離分といたしまして753万円程度、こちらが増額の理由となりまして、今回1,635万1,000円を計上するものでございます。

○岸 昭二副会長 桜井委員長。

○桜井 卓委員 それでは、空気清浄機を購入するところで、保育所だと思うのですが、もう既にあるところに新たにこの紫外線式の空気清浄機を、性能のいいものを設置するということだったんですけれども、今まであるものというのはいつぐらいに購入したものでしょうか。まさかこのコロナが始まってから、その交付金で買っているようなものではないと思うんですけれども、そこを確認したいと思います。

○岸 昭二副会長 中野課長。

○中野了一保育課長 空気清浄機ですけれども、基本的にはもう大分たっているものでありますけれども、一部、前回の国あるいは県の補助金で購入したのもございます。ただ、ほとんど古いものということで確認しております。

○岸 昭二副会長 桜井委員長。

○桜井 卓委員 その一部、交付金で購入した、

市の負担ではないにせよ、貴重な財源だと思うんですけども、それを購入する際に、例えば今回買うような高性能のものを入れるという判断はできなかつたんですか。

○岸 昭二副会長 中野課長。

○中野了一保育課長 そうですね。その当時で、紫外線の除菌機能を持った空気清浄機について、すぐ買えるかどうかということも分からないということと、あと金額的な面、どういうものが有効かということも、その時点では確認し切れなかった、これは結果的にということになるんですけども、そういった背景がございましたので、そのときは通常の空気清浄機を入れたという経緯でございます。

○桜井 卓会長 ありがとうございます。結構です。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○桜井 卓会長 質疑がないようですので、福祉部関係の質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時17分

○桜井 卓会長 休憩を解いて再開いたします。

続いて、日程第2、議案第77号 令和3年度北本市一般会計補正予算（第10号）のうち、健康推進部関係の審査を行います。

直ちに質疑に入ります。

歳出のみで、補正予算書の16ページ、救急医療体制業務経費、こちらになります。

質疑のある委員の発言を求めます。

松島委員。

○松島修一委員 それでは、16ページの保健衛生総務費のところの負担金補助及び交付金ですけども、先般、概略は説明いただいたのですが、桶川北本伊奈地区の小児初期救急医療、この運営負担金、それからその下の二次救急医療の関係で、先般聞いたときに、令和4年1月からということでお話伺いました。一通り概略は説明受けたのですが、もう一度、確認の意味で説明いただけてよろしいでしょうか。お願いいたします。

○桜井 卓会長 健康づくり課長。

○小池智子健康推進部参事兼健康づくり課長 御説明いたします。

小児初期救急医療は、現在、平日夜間の夜8時から10時までを初期救急体制ということで、桶川北本伊奈地区医師会の所属の医師が輪番で1か所診療を行っているものでございます。初期救急ということで、簡単な発熱ですとか、ちょっとしたけがですとか、そういったものについて対応いただくことになっております。

対しまして、次の小児二次救急医療というのは、桶川北本伊奈地区に鴻巣市、上尾市を加えた4市1町で構成をしています埼玉県の二次医療圏の中で対応しているものでございまして、こちらは高度な医療を必要とする小児救急ということで、北里大学メディカルセンター、それから上尾中央総合病院の2か所に対応しております。こちらは現在、平日の夜間と休日の昼間

に対応しております。

いずれも休日の夜間の対応が、今までできておりませんでした。令和3年度、1月9日以降、12日間、日曜日につきまして、上尾中央総合病院、それから北里大学メディカルセンター等との話し合いを通じまして、日曜日の夜間のみ対応を拡大できるという見込みが立ちましたので、今回、補正予算として上げさせていただくものです。

以上です。

○桜井 卓会長 松島委員。

○松島修一委員 これは、従来からずっとそういう要望等があつて、それでずっと協議を重ねながら、今般やつとそういった協力をしてもらえ格好になったということでしょうか。それとも、最近の話でもって急遽決まったのか、分からないのですが、恐らく、前々からこういった要望等があつて、それに今般やつと対応できたという格好かと思えますけれども。

あと、これを受け入れた側のほう、体制等を整えて協力していただけるような格好になったのかどうか、その辺りの背景のところも確認できますでしょうか。

○桜井 卓会長 健康づくり課長。

○小池智子健康推進部参事兼健康づくり課長 小児の救急体制につきましては、平成25年度、26年度と少しずつ体制を拡大してきたところでございます。しかしながら、休日の夜間につきましては、ずっと空白地帯という状況でございました。このことについては、懸案事項として各

市町、それから医師会等との間でも共通の認識はございましたが、医療機関の負担ということも考えまして、なかなか拡大に踏み切れなかった状況でございます。

今回、埼玉県調整がありまして、埼玉県立小児医療センターから小児科医を派遣していただけるという手はずがつかまして、このたび日曜夜間の拡大が実現したという状況でございます。

以上です。

○桜井 卓会長 よろしいでしょうか。

○松島修一委員 ありがとうございます。

○桜井 卓会長 ほかに質疑はありませんか。
岸委員。

○岸 昭二委員 日曜の夜間が今までなかったのが、環境がよくなったということなんですけれども、それは二次救急のことと理解しているんですけれども、第一次といいますか、初期救急、こっちのほうもそういうことなんです。両方もそうだとということになるのか。それをお願いします。

○桜井 卓会長 健康づくり課長。

○小池智子健康推進部参事兼健康づくり課長 正式な形で話し合いを持ちまして、体制をこのたび整えられると確定したのは二次救急のほうでございます。初期救急につきましては、地区医師会長等との協議を今行っているところでございます。はっきりとこの場で決まりましたということをお知らせすることはできませんけれども、やはり二次救急をやるに当たっては、

一次救急できちんと抑えていただくと、二次救急の負担を軽減するためにも一次救急を整えていただきたいというような、二次救急医療機関の御意見もありまして、また医師会長もそこをきちんと抑えるべきだろうという御意見をいただいておりますので、そこについては現在協議中というところでございます。

以上です。

○桜井 卓会長 岸委員。

○岸 昭二委員 そうしますと、ちょっとよく分からないのですが、この負担金の、初期救急のほうに18万2,000円で、二次救急のほうに13万3,000円、これの使途といいますか、お金の何か、二次救急、そのために13万3,000円がついたというような説明で伺ったんですけれども、今の説明ですと、初期救急の18万2,000円というのはどういうこと。いずれにしても、このお金の内容について説明いただければと思います。

○桜井 卓会長 健康づくり課長。

○小池智子健康推進部参事兼健康づくり課長 まず、小児二次救急のほうにつきまして、4市1町の負担金と、国・県からの補助金がありまして、それを合わせてお支払いするという形で、北本市の担当分が13万3,000円となっております。

一方で、小児初期救急につきましては、国・県の負担金がございますので、全て市町の負担となります。こちらにつきましては、実際、日曜夜間やっていた場合にこれぐらいの費用がかかるということで、現在お支払いして

いる額をそのまま拡大分に当てはめたものです。この負担金につきましては、夜間にわざわざ、例えばそのためだけに出勤していただかなければいけない職員さんの人件費ですとか、そういったことに充てていただくための負担金ということで、現在も平日夜間やっていたときに、1時間幾らという形でお支払いしておりますので、それを日曜夜間に拡大した場合に、この額ということで計上させていただきました。

以上です。

○岸 昭二委員 以上です。

○桜井 卓会長 ほかに質疑はありませんか。

村田委員。

○村田裕子委員 小児の初期救急の場合、平日夜間輪番制ということで、そうすると日曜祝日はどのような対応になるのかということと、併せて小児の二次救急、平日夜間と日曜夜間が体制が整うということですか、祝日はまだできていないということですか。それが年間何日ぐらいあって、その場合はどこが受入先になるのかということをお伺いしたいと思います。

○桜井 卓会長 健康づくり課長。

○小池智子健康推進部参事兼健康づくり課長 小児初期救急につきましては、現在、村田委員からもお話をいただきましたとおり、2市1町での輪番制ということになっておりますので、その体制を維持する形で検討してまいりたいと考えています。

ただし、平日でしたら通常の勤務の延長ということで、夜間そのまま残っていただくという

ことが可能ですけれども、日曜日等ですと、当然日中の勤務がない中で、そのためにおいでいただかなければならないということで、そのあたりの医療機関さんの負担を軽減するための仕組みということも併せて検討してまいりたいというふうに考えております。

二次救急につきまして、今、日曜日が12日間ということで計上しているんですけれども、祝日につきましては、小児医療センターが日曜日のみの派遣ということで、それ以上の派遣ができないという状況となっております。小児二次救急を行っている上尾中央総合病院、北里大学メディカルセンターも急遽の対応で、祝日また新たに医師を手配することが今の現状では難しいので、今回は日曜日のみということで対応させていただくということで話が進んでおります。

すみません、祝日の数につきましては、後ほど御報告させていただきます。申し訳ありません。

現実、今、日曜日・祝日の夜間の対応が二次救急はこの近辺でできていないという状況につきましては、埼玉医科大学総合医療センターのほうに、救急が中心になりまして医療をお願いしているということで、これは文書等ではなく、口頭ベースで受入れをお願いしているということ聞いております。そのほかに、行田中央総合病院ですとか、埼玉県立の小児医療センターといったところへの搬送ということも現実にはあると聞いております。

以上です。

○桜井 卓会長 村田委員、よろしいですか。

○村田裕子委員 はい。

○桜井 卓会長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○桜井 卓会長 大丈夫ですね。

質疑がないようですので、健康推進部関係の質疑を終結します。

続いて、日程第3、議案第78号 令和3年度北本市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の審査を行います。

直ちに質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

質疑のある委員の発言を求めます。

質疑はありませんか。28ページですね。

村田委員。

○村田裕子委員 保険給付費等交付金償還金というもので、130万円ほど出ているんですが、この内訳をお伺いしたいんですが。

○桜井 卓会長 佐々木課長。

○佐々木由美子保険年金課長 今回の額の内訳なんですけれども、国から災害等臨時特例補助金というのがありまして、そちらが一部確定したことによりまして、128万1,000円の返還があります。

それと、もう一つにつきましては、特別調整交付金として返還する部分として、5万9,000円があります。この2つが内容となっております。

○桜井 卓会長 村田委員、よろしいでしょうか。

村田委員。

○村田裕子委員 災害の国の交付金が確定ということですが、これと、あとそちらの詳しい内容を教えていただけますでしょうか。

配付し、御意見を伺いたいと考えていますが、いかがでしょうか。

〔「お願いいたします」と言う人あり〕

○桜井 卓会長 保険年金課長。

○佐々木由美子保険年金課長 こちらは、新型コロナウイルス感染症による保険税の減免を実施した際に、それに係る補助金となっております。それに対して、今回実績が確定したことによって返還が生じたものとなっております。以上です。

○桜井 卓会長 では、そのようにさせていただきます。

それでは、副会長、閉会をお願いします。

○岸 昭二副会長 以上をもちまして健康福祉分科会を終了いたします。御苦労さまでした。

○桜井 卓会長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありますか。

閉会 午前11時33分

〔「なし」と言う人あり〕

○桜井 卓会長 よろしいですか。

〔「先ほどの御質問の御答弁を」と言う人あり〕

○桜井 卓会長 健康づくり課長。

○小池智子健康推進部参事兼健康づくり課長 先ほど、村田委員から御質問いただきました休日の日数につきまして、日曜日を除きますと、1月1日以降、年始が3日、祝日が4日で、計7日が対応できない日数となります。以上です。

○桜井 卓会長 ありがとうございます。

質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

以上で、本分科会に送付されました議案2件の審査が終了いたしました。

なお、分科会会長報告の作成については、正副会長に御一任いただき、案を作成後、皆様に